

学びを通じた子どもが主役の多世代交流イベント企画運営業務
公募型プロポーザル実施要項

令和 8 年 7 月 3 1 日
宇治田原町社会教育課

1 委託業務の名称

学びを通じた子どもが主役の多世代交流イベント企画運営業務

2 委託業務の内容

別添の『学びを通じた子どもが主役の多世代交流イベント企画運営業務仕様書』
(以下「仕様書」という。) のとおりとする。

業務の実施に当たっては、提案内容やこれまでの同等業務の実績等を総合的に判断する必要があることから、公募型プロポーザル方式により提案を受け付け、委託事業者を決定する。

3 委託金額の上限額

3, 0 0 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む)

4 契約期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで

5 参加資格要件等

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、企画提案の提出が 1 者であった場合でも審査の対象とする。

- ①令和 8 年度宇治田原町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ②地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ③参加意向申出書の提出期間の最終日から契約締結日までの期間において、宇治田原町の指名停止を受けていない者であること。
- ④参加意向申出書を提出するときに宇治田原町税 (納税義務のある場合)、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有

する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

6 参加意向の表明及び質問受付等

(1) 参加意向の表明

期限：令和8年8月12日（水）午後5時まで

方法：E-mail による

宇治田原町教育委員会社会教育課

shougaigakushu@town.ujitawara.lg.jp

様式：参加意向申出書（別紙様式1）

(2) 質問受付

期限：令和8年8月12日（水）午後5時まで

方法：E-mail による

様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

① 件名は、『学びを通じた子どもが主役の多世代交流イベント企画運営業務に関する質問』とすること。

② 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

③ 質問内容を端的に表す表題を本文の冒頭に記載すること。

④ 企画提案の審査に関する質問は受け付けません。

回答日：令和8年8月14日（金）

回答方法：参加意向を表明した全ての事業者に対し、E-mail により回答。

7 企画提案書及び見積書の提出期限等

(1) 提出期限 令和8年8月24日（月）午後5時まで

(2) 提出場所 〒610-0289 綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口 18 番地の 1
宇治田原町教育委員会社会教育課
電話番号 0774-88-6613 FAX 番号 0774-88-3780

(3) 提出方法 追跡確認できる郵送（期限内必着）又は持参に限る。提案は1業者1提案とする。

※企画提案書等を持参される場合は、事前に提出時間について電話連絡を行うこと。

(4) 提出書類及び部数等

仕様書に基づき検討し、以下に掲げる書類を提出すること。

なお、企画提案書、見積書ともうち1部に、住所（所在地）、氏名（社名）、代表者の氏名・役職名、使用印（使用印鑑届による）を記入・捺印すること。

	提出書類名	部数	内容・記載を要する事項等	備考
1	企画提案書	7	事業内容、本業務に係る推進体制等	別紙様式 2
2	見積書	1		任意様式
3	宇治田原町の 納税証明書 (完納証明書)	1	宇治田原町税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類。宇治田原町に納税義務のある場合のみ対象。	
4	消費税及び地方消費税の納税証明書	1	消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類。(直前 1 営業年度分の証明書 (写し可))	
5	営業経歴書	1	企画提案書提出者、直接取引を希望する支店等、営業種目、営業年数、従業員数等	別紙様式 3
6	実績調書	1	過去における同種、類似の事業実績がある場合	任意様式
7	会社概要	1	既製のもので可	任意様式

8 プレゼンテーション

①期日 (予定) : 令和 8 年 8 月 2 8 日 (金)

※時間は別途通知する

②出席方法 : 3 名以内

③実施方法

※ 1 提案者あたり 3 0 分以内 (質疑時間 1 5 分含む) とする。

※ 方法は提案者の任意とするが、映像機器 (プロジェクター等) を使用する場合には、事前に連絡すること。また、P C は提案者が用意すること。

※ 事前に提出した提案書に沿って提案を行うこと。

※ オンラインで提案する場合は、事前に申し出ること。

9 業務委託予定者の特定等

(1) 業務委託予定者は、提出書類、プレゼンテーション及び次の項目により審査委員会が評価する結果を基に、宇治田原町が特定する。

ア 企画提案内容

イ 費用

(2) 業務委託予定者選定の結果、評価が最も優れている者を契約候補者とし随意契約の協議を行う。ただし、協議の結果、その者と合意に至らない場合は、次順位者と協議を行うこととする。

(3) 選定結果は、速やかに参加者に書面により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせは受け付けない。

10 企画提案の無効

次に掲げる場合に該当するときは無効とする。

- ア 5に掲げる資格のない者が企画提案書を提出した場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ウ 見積額が3に掲げる上限額を超えている場合
- エ 評価の公平性に影響を与えると認められる行為があった場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正と認められる行為を行った場合
- カ その他審査委員会が不適格と認めた場合

11 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する一切の費用は、提案者の負担とする。なお、提出資料の返却は行わない。
- (2) 提出書類は、提案者に無断で使用することはないが、提案のあった内容については、今後の業務の参考にすることがある。なお、提出書類は、審査に必要な範囲において複製を行うものとする。
- (3) 参加意向を表明した後、企画提案書を提出しない場合は、令和8年8月24日（月）午後5時までに文書（任意様式）により教育委員会社会教育課に届出ること（必着）。
- (4) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果の概要等の情報公開を行う場合があるほか、情報公開請求に応じて提出書類の情報開示を行う場合がある。
- (5) 選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (6) 書類等の作成・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 本件における企画提案書はあくまでもプレゼンテーションでの審査材料とするものであり、受注後の業務履行に当たっては、発注者との協議により決定するものである。